

## 金沢市市民課等窓口用封筒の無償提供に関する要領

平成24年9月4日決裁

### (目的)

第1条 この要領は、市民課、市民センター、自動交付機コーナーその他市長が指定する場所に備え置く封筒の無償提供等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口用封筒 市が発行した各種証明書等を持ち帰るために窓口等に備え置き、市民等に提供する封筒で、市の定める記載内容のほか、民間事業者等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 封筒提供者 窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口用封筒を無償提供する事業者をいう。

### (窓口用封筒の設置場所)

第3条 窓口用封筒の設置場所は、市民課、市民センター、自動交付機コーナーその他市長が指定する場所とする。

### (窓口用封筒の設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間は1年間とする。ただし、市長は封筒提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができるものとする。

### (封筒提供者の公募方法)

第5条 封筒提供者は、公募により募るものとする。

- 2 前項の公募は金沢市公式ホームページに掲載する方法により行う。
- 3 公募期間及び提出書類その他の公募について必要な事項は、金沢市広告入り窓口用封筒無償提供者公募要項（以下「公募要項」という。）にて定める。

### (封筒提供者の申込み)

第6条 前条の公募に申込みをしようとする者は、公募要項にて定める書類を市長に提出しなければならない。

(封筒提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その結果を申込者に通知するものとする。

- 2 前条の申込者が複数あるときは、金沢市に本店または支店を置く事業者を第1順位とし、それ以外の事業者を第2順位とし、第1順位の事業者に決定するものとする。ただし、順位で決定出来ないときは抽選により決定するものとする。

(協定書の締結)

第8条 市長は、前条の規定に基づき封筒提供者を決定したときは、「窓口用封筒の無償提供に関する協定書」を封筒提供者と締結するものとする。

(封筒提供者の責務)

第9条 封筒提供者が広告主を募集するにあたっては、自らが広告の募集者であることを明確にしなければならない。

- 2 封筒提供者は、市の定める記載内容、広告主の掲載する広告内容その他窓口用封筒の仕様について、あらかじめ市長と協議し、承諾を受けなければならない。

- 3 封筒提供者は2以上の広告主に掲載を依頼しなければならない。

- 4 封筒提供者の募集にかかわらず広告主がいなくとき又は広告主に事故があったとき等、広告を掲載することが出来なくなった場合は、封筒提供者は自らの負担によって代替封筒を提供しなければならない。

- 5 窓口用封筒の数量並びに納品時期及び場所については、公募要項で定めるものとする。

- 6 封筒提供者は、掲載する広告の内容に関する問い合わせ等について、速やかに対応にあたるものとする。

(提供の中止)

第10条 市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不適切と認めるときは、窓口用封筒の提供を一方的に中止することができる。

(要綱及び基準の準用)

第11条 窓口用封筒に掲載する広告の範囲、広告に関する責任その他必要な事項については、金沢市広告掲載要綱（平成24年4月20日決裁、以下「要綱」という。）第3条及び第7条から第13条までの規定を準用する。この場合において、要綱中「広告媒体」とあるのは「窓口用封筒」と、「広告主等」とあるのは「封筒提供者」と読み替えるものとする。

2 窓口用封筒に掲載する広告の基準については、要綱第3条第4項の規定に基づき、「金沢市広告掲載基準（平成24年4月20日決裁、以下「掲載基準」という。）」を準用する。この場合において、掲載基準中「広告媒体」とあるのは、「窓口用封筒」と読み替えるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月4日から施行する。